



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会(大阪) 第5回 『マタハラ』をはじめとするハラスメント対応の最新実務・事例解説 ～平成29年1月施行改正育児介護休業法・改正男女雇用機会均等法も踏まえて～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 牟礼 大介 / 弁護士 小寺 美帆

いわゆる「マタハラ」に関する平成26年の最高裁判決(広島中央保健生活協同組合事件)を受けて出された新たな裁判例・各種指針等を整理し、具体的な事例検討も交えながらマタハラ対応の最新実務を解説します。

改正育児介護休業法・改正男女雇用機会均等法(平成29年1月1日施行)では、マタハラや育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどの防止対策も義務化されたところですが、多様化しつつあるハラスメントへの今後の対策についても、実務上のポイントを解説します。

日時：2017年9月8日(金) 17:00～18:30
会場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>

定員：40名

参加費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<http://www.westlawjapan.com/event/study/170908s.html>

お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com

※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。

プログラム

17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

*開催場所の都合により懇親会はございません。



※今回の勉強会は、企業の法務部門及び人事部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 牟礼 大介(むれ だいすけ)

1998年東京大学法学部卒業、2000年弁護士登録。2007年University of Michigan Law School卒業(LL.M)、2008年ニューヨーク州弁護士登録。日本労働法学会、経営法曹会議、国際法曹協会(IBA)会員、2010年から2016年まで九州大学大学院法学研究科非常勤講師(労働法)。グローバル企業から中小企業まで企業規模を問わず、国内外の幅広い業種の企業からの人事労務に関する相談案件、訴訟案件、団体交渉対応、労基署対応などを多数取り扱うほか、同分野の講演・著作が多数ある。

弁護士 小寺 美帆(こでら みほ)

2007年京都大学法学部卒業、2009年神戸大学法科大学院卒業、2010年弁護士登録。経営法曹会議会員。企業側の労務案件(労務管理、人事制度・規則の設計、訴訟・労働審判等の各種紛争案件対応、労働基準監督署対応、団体交渉など)に多数従事。労働新聞連載「女性にまつわる労働問題Q&A」を執筆するなど、女性にまつわる労働問題の取扱い件数も多い。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1249_201708_FD